

1. 大学学則変更の事由

本学は教育基本法及び学校教育法にのっとり、音楽を通じた学びにより豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成することを教育研究上の目的とし、音楽大学である特色・利点を活かしながら教育研究の成果を社会に還元し、地域社会の芸術文化醸成の一助を為すなど、地域からの様々な要請に応じてきた。茲許、音楽・音響デザインコース、ミュージカルコース、声優アニメソングコースの入学者数が増加している。本学の教育研究活動をさらに広げ、推進していく必要があることから、より多くの人材を輩出することで社会的責任を果たすことができると考え、また、定員管理をより適正に行うため、定員規模を再び改め入学定員を現在の470名から530名に60名増員し、3年次編入学定員5名を含めて、収容定員を現在の1,890名から2,130名に240名増員する。

また、定員の変更に伴い教育方法の充実を図るため、大きな教育効果・学習効果を得ることが期待できると考えられる多様なメディアを利用して行う授業が実施可能となるよう学則を改める。

2. 大学学則変更点

(1) 学生定員

学則第13条の学生定員について音楽学部音楽学科の入学定員を470名から530名、3年次編入学定員5名を含めて、収容定員1,890名から2,130名へ変更した。

(2) 授業の形態

学生が教室以外の場所からでも学習できる環境、学生が授業時間以外のいつでも学習できる環境、学生が繰り返し学習できる環境を整えるために、多様なメディアを高度に利用して授業を行う仕組みを構築するため授業の形態を追加する。これにあわせて、卒業要件単位におけるメディアを利用して行う授業により修得する単数を規定する。

(3) 附則

施行日及び年次進行に伴う収容定員を明確にするため、附則54を追加した。

(4) 別表1

音響、照明、舞台監督等技術的なアートマネジメント・スタッフワークを学ぶ音楽環境創造コースを新設、科目区分の教養科目を一般総合科目に変更し複数科目を新設、一部の選択科目を一般総合科目に科目区分を変更するなど、学則第36条第2項における別表1を変更した。

(5) 別表2

教育職員免許法が改正されたことに伴う教職課程のカリキュラム等を再編成したため、学則第46条第3項における別表2を変更した。